

平成24年度補正予算案においてNPO等が活用可能な政府の財政支援について

被災者の支援や被災地の復興支援に活躍いただいているNPO等の活動を支援するために、「平成24年度補正予算案において、NPO等が活用可能な政府の財政支援」について取りまとめました。

【目次】

- 全体概要・・P.1
- 問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.4
- 事業ごとの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.6

(※)現時点における予算案の内容を取りまとめたものであり、今後の審議過程において、変更はあり得る。

平成24年度補正予算案において NPO等が活用可能な政府の財政支援について（1）

事業名	概要	平成24年度 補正予算案の 予算額	事業の 実施期間	NPO等による 相談先／申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
① 原災避難区域等帰還・再生加速事業 【復興庁】	東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃保全対策を行う。	約208億円	-	市町村	原子力被災12市町村 (田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)	P.5
② 震災等緊急雇用対応事業 【復興庁 (厚生労働省)】	都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託により、被災された方々(被災求職者)の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図る。「震災等緊急雇用対応事業」の基金の積み増し、実施期間の延長)	約500億円 (継続)	平成26年度末まで ※平成25年度中の事業開始が必要。	県又は市町村	実施可能地域は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、長野県、栃木県、新潟県、千葉県の災害救助法適用地域 ※対象者:被災求職者	P.6
③ 農業用水保全の森づくり事業 【農林水産省】	森林の整備及び保全に係る事業であって、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域において行うものを支援する。	約1,650億円の一部 (継続)	-	都道府県	-	P.7

平成24年度補正予算案において NPO等が活用可能な政府の財政支援について（2）

事業名	概要	平成24年度補正予算案の予算額	事業の実施期間	NPO等による相談先／申請先	本事業の対象地域、対象者等	該当頁
④ 漁場保全の森づくり事業 【農林水産省】	森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うものを支援する。	約1,650億円の一部 (継続)	-	都道府県	-	P.7
⑤ 森林環境保全直接支援事業 【復興庁・農林水産省】	森林経営計画の作成者等が施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等を支援する。	・約200億円 (農林水産省一般会計) ・約5億円 (復興特別会計復興庁所管) (いずれも継続)	-	都道府県	-	P.8
⑥ 環境林整備事業 【農林水産省】	森林所有者の自助努力によっては適切な整備が期待できない森林について、事業主体が森林所有者との協定に基づいて行う、広葉樹林化や針広混交林化に向けた施業、気象害等による被害森林における人工造林等を支援する。	約50億円 (継続)	-	都道府県	-	P.8

平成24年度補正予算案において NPO等が活用可能な政府の財政支援について（3）

事業名	概要	平成24年度 補正予算案の 予算額	事業の 実施期間	NPO等による 相談先／申請先	本事業の 対象地域、 対象者等	該当頁
⑦ 絆の森整備事業 【農林水産省】	市民グループ(特定非営利活動法人等)等が森林所有者から受託して森林経営計画等を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業を支援する。	約1,650億円 の一部 (継続)	-	都道府県	-	P.10

NPO等が活用可能な政府の財政支援に係る問い合わせ先

事業の趣旨や概要等についてご質問がある場合は、復興庁の下記までご連絡願います。

・ボランティア・公益的民間連携班(03-5545-7480)

・予算会計班(03-5545-7370)

事業名	府省名 (予算執行府省)	部署名 (予算執行府省)	連絡先 (予算執行府省)
平成24年度補正予算案におけるNPO等が活用可能な政府の財政支援			
① 原災避難区域等帰還・再生加速事業	復興庁	原子力災害復興班	03-5545-7334
② 震災等緊急雇用対応事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(厚生労働省)	(職業安定局地域雇用対策室)	(03-3593-2580)
③ 農業用水保全の森づくり事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3591-5893
④ 漁場保全の森づくり事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3591-5893
⑤ 森林環境保全直接支援事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3591-5893
⑥ 環境林整備事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3591-5893
⑦ 絆の森整備事業	農林水産省	林野庁整備課	03-3591-5893

原災避難区域等帰還・再生加速事業 (福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業費)

平成24年度補正予算要求額 208億円 (復興庁原子力災害復興班)

事業概要・目的

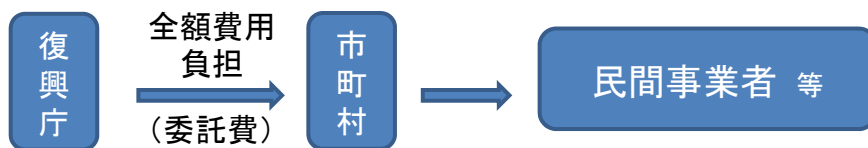
- 東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を復興庁が前面に立って行います。

(参考) 「福島復興再生基本方針」(抄)

第2部 避難解除等区域等の復興及び再生

- (2) ① 国は、その推進してきた原子力政策の下、甚大な原子力災害の被害を受けることとなったこの区域全体が、再び人々が安全で安心して住むことができるようになり、帰還を望む者が皆帰還し、地域の将来を担う若い世代が帰還する意欲を持てるよう、責任を持って対応する。

資金の流れ



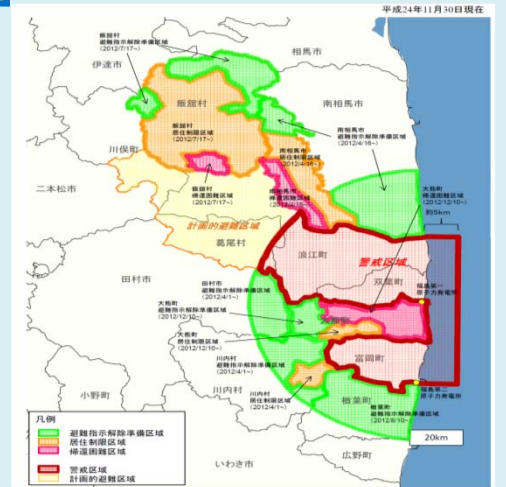
期待される効果

- 原子力災害に遭った市町村への帰還の支援や直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を行うことにより、住民の帰還実現を後押しします。

事業イメージ・具体例

- (1) 対象区域
・ 原子力被災12市町村

田村市、南相馬市、川俣町、
広野町、楡葉町、富岡町、
川内村、大熊町、双葉町、
浪江町、葛尾村、飯館村



- (2) 実施事業の例

- ① 避難解除区域への帰還加速のための取組
 - ★ 喪失した生活基盤施設の代替、補完
区域内外の医療施設、高齢者福祉施設等の再開支援、交通支援、訪問サービス
 - ★ 住民の安全安心の対策
放射線リスクなどに関する対話集会等への支援
 - ★ 地域コミュニティ機能の維持、確保
住民への情報提供、自治会活動への支援 等
- ② 直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全
 - ★ 荒廃抑制、保全対策
火災防止のための除草、廃家屋の解体撤去、公共施設等の点検・メンテナンス
 - ★ 住民の一時帰宅支援
バスの運行、仮設トイレの設置 等

震災等緊急雇用対応事業の積み増し(基金の1年延長)

平成24年度補正要求額:500億円

趣旨

- 東日本大震災に伴い、住居や仕事を失った被災者が各地に避難していることから、平成23年度より震災等緊急雇用対応事業を実施しているところであるが、沿岸部の雇用者数が震災前の水準まで回復していないなど、雇用の復興には引き続き時間を要すると考えられる。
- このため、震災等緊急雇用対応事業の基金を積み増すとともに、実施期間を延長し、被災された方々の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図るための事業を実施する。

【事業の規模】

3,000億円

23年度1次補正 500億円

23年度3次補正 2,000億円

24年度補正要求額 500億円

【対象期間】

平成25年度末まで

(平成25年度に開始した事業については、平成26年度末まで)

事業概要

◆拡充の概要

- 要求額 500億円
- 事業実施期間の延長 平成24年度末まで → 平成25年度末まで
(注)ただし、平成25年度に開始した事業については、平成26年度末までとする

◆事業概要

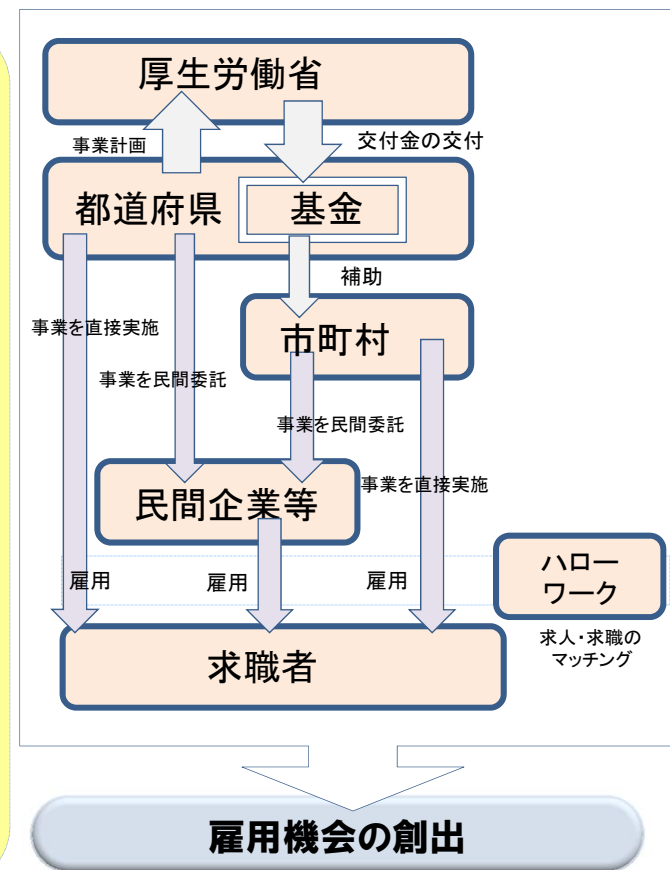
- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用
- 雇用期間中に、安定的な雇用につなげるため、知識・技術を身につけるための研修等を行うことが可能

◆実施地域及び対象者

- 被災地域(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉県)の災害救助法適用地域)において被災求職者を対象に実施

◆実施要件

- 事業費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合は1/2以上
- 雇用期間は1年以内(複数回更新可)



農業用水保全の森づくり事業

森林は、水源かん養機能や土砂流出防止機能等を有しており、農業用水の安定的な供給等に重要な役割を果たしていること、及び京都議定書目標達成計画に定められた森林吸収目標1,300万炭素トンの達成に向けて森林整備等の強力な推進が不可欠な状況にあることにかんがみ、森林の整備及び保全に係る事業であって、ダム、ため池、頭首工、揚水機等の農業用水の供給を目的に設置された農業用水を貯留又は取水する施設（以下「貯水池等」という。）への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域（以下「水源地域」という。）において行うもの、及び貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、水源地域の森林の周辺農地に介在する耕作放棄地において行う植林等について、都道府県及び市町村に対し、国が助成を行う制度を定めるものである。

○対象地域

次に掲げるア及びイを満たす水源地域。

- (ア) 当該水源地域における貯水池等において、流況の悪化、土砂流入の増加等がみられること又は懸念されること。
- (イ) 当該水源地域の森林の整備・保全を促進することにより、水源かん養機能等の発揮を通じ、良質な農業用水の安定的な供給等が期待できること。

○事業内容等

森林整備事業の環境林整備事業 及び
農山漁村地域整備交付金の育成林整備事業に準ずる。

漁場保全の森づくり事業

沿岸域の開発により減少した藻場や干潟の保全、土砂流出等により悪化した漁場環境の改善のためには、漁場と密接に関係している森づくりを積極的に推進していくことが必要であることにかんがみ、森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うもの（以下「森林の整備事業等」という。）について、都道府県に対し、国が助成を行うものとする。

○対象となる箇所等

以下の漁場及び実施箇所を対象として実施する森林の整備事業等をいう。

- (ア) 対象となる漁場

次に掲げるイ及びロを満たすこと。

- イ 磯焼け又は土砂の流出等による漁場環境の悪化がみられること
- ロ 栄養塩類等の供給又は濁水の緩和等の効果が期待できること
- (イ) 次に掲げるイ又はロのいずれかを満たす実施箇所であること。
 - イ 栄養塩類等の供給を目的とする場合にあつては、対象漁場が閉鎖的な湾又は入り江等であつて、それらの後背地における森林又は対象漁場へ流入する河川流域における森林
 - ロ 濁水の緩和等を目的とする場合にあつては、濁水又は土砂等が対象漁場に流入するおそれがある河川流域における森林

○事業内容等

森林整備事業の環境林整備事業及び
農山漁村地域整備交付金の育成林整備事業に準ずる。

森林整備事業・治山事業（公共）

【127,039百万円】

対策のポイント

森林吸収量の確保に向けた間伐や路網整備の実施により地域経済の再生と山村地域の雇用機会の創出を図るとともに、近年の集中豪雨等に伴う山地災害の頻発を踏まえた治山対策の推進による山地の強靱化を進めます。

<背景／課題>

- ・森林・林業を再生し、地域経済の活性化や山村地域の雇用機会の創出を図るとともに、森林吸収源対策による算入上限値3.5%（平成25年から平成32年の平均）を確保するため、間伐や路網整備等を推進する必要があります。
- ・また、近年、集中豪雨や地震等に伴う山地災害が全国各地で発生しており、東海地震等により被害発生のおそれがある地域における防災力強化が喫緊の課題です。

政策目標

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施
- 周辺森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を増加（約5万2千集落（20年度）→約5万6千集落（25年度））

<主な内容>

1. 森林整備事業

66,539百万円

- (1) 集約化に取り組んでいる地域等において、計画的に行われる間伐やこれと一体となった森林作業道、林業専用道の路網整備等を支援します。

森林環境保全直接支援事業 20,039百万円

林業専用道整備対策 21,660百万円

国費率：10/10、1/2、3/10等

事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

- (2) 所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない条件不利地等において、森林の多面的機能を発揮させる観点から、公的主体による間伐等の森林整備を支援します。

環境林整備事業 5,000百万円

水源林造成事業 16,500百万円

国費率：10/10、3/10等

事業実施主体：都道府県、市町村、(独)森林総合研究所等

2. 治山事業

60,500百万円

- (1) 集中豪雨等により被災した緊急性の高い荒廃山地の復旧整備等の前倒しを行い、地域の安全・安心を確保します。

復旧治山事業 37,647百万円
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

- (2) 東海、東南海地震等の地震動・津波により被害が発生するおそれのある地域において緊急的に山腹崩壊地の復旧整備を行うとともに、海岸防災林の防潮堤の機能強化等を実施します。

防災林造成事業 2,616百万円
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

お問い合わせ先：

- 1の事業 林野庁整備課 (03-6744-2303 (直))
2の事業 林野庁治山課 (03-6744-2308 (直))

農山漁村地域整備交付金

農山漁村地域において、農業農村、森林、水産、海岸の各分野でそれぞれが実施してきた既存の事業を見直し、農山漁村地域のニーズに即して作成された計画に基づき、農林水産省の各公共事業を自由に選択できるとともに、自治体の創意工夫によって、より事業効果を高める事業も実施が可能な、使い勝手のよい新たな交付金を創設し、農山漁村地域の総合的な整備を推進する。

森林整備事業

共生環境整備事業

森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として行う次の事業とする。

○絆の森整備事業

身近な森林に対する市民の関心の高まりや、森林をフィールドとした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備を行う。

○事業区分及び事業内容等

1) 市民参加型森林整備

集落周辺の里山林や都市近郊林において、森づくりへの市民参加を推進

事業区分	事業内容
ア 全体計画調査	全体計画の策定に必要な調査を行う事業
イ 共生環境整備	市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈りや希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備並びに森林作業道の開設及び改良等
ウ 付帯施設整備	標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに機能保持上必要な施設、給排水施設、防護柵の設置及び簡易な休憩施設の整備等
エ 林内歩道等整備	共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び長期間継続して使用される作業道（絆の森作業道）の開設及び改良
オ 用地等取得	有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得
カ 森林管理道整備（開設）	森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道の開設

①行政支援タイプ

森林所有者、市民グループ及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、市民グループが林業体験活動等を行う場所において、市町村等が森林整備を実施

②市民主導タイプ

市民グループ（特定非営利活動法人等）等が森林所有者から受託して森林施業計画を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者と森林法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施

③市民開放タイプ

森林施業計画の地域住民への開示や市町村、市民グループとの協定に基づき所有森林を市

民へ開放する森林所有者等が森林整備を実施

(補助対象は、次のとおり細分する。)

区 分	行政支援タイプ	市民主導タイプ	市民開放タイプ
全体計画調査	○		
共生林整備	○	○	○
付帯施設整備	○	○	○
林内歩道等整備	○	○	○
用地等取得	○		
森林管理道整備(開設)	○	○	○

2) 野生生物共生林整備

野生生物との共生を図るため、野生生物の生息環境保全に資する森林整備を実施

事業区分	事業内容
ア 共生環境整備	野生生物の生息・生育環境の保全、移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹・花木・餌木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積並びに森林作業道の開設及び改良等
イ 付帯施設整備	標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに防護柵の設置等
ウ 林内歩道等整備	共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び長期間継続して使用される作業道（絆の森作業道）の開設及び改良
エ 用地等取得	有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得
オ 森林管理道整備 (開設)	森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道の開設

○事業主体

・造林関係

ア 市民参加型整備

①行政支援タイプ

都道府県、市町村

②市民主導タイプ

森林施業計画の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。）及び特定非営利活動法人等

③市民開放タイプ

森林所有者等のうち森林施業計画の認定を受けた者又は市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者

イ 野生生物共生林整備

都道府県、市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体及び森林施業計画の認定を受けた者

・林道関係

都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会

○事業要件等

・造林関係

1 施行地の面積が0.1ha以上かつ5ha以上のまとまりのある森林

・林道関係

【森林管理道開設】

次の要件全てに該当するもの

- ① 地域森林計画に記載された林道
- ② 林道規程に規定する自動車道
- ③ 開設効果指数が0.9以上（ただし、防火林道を除く）、峰越連絡林道の幹線にあっては1.2以上
- ④ 利用区域内森林面積が50ha以上
- ⑤ 全体計画延長が1km以上
ただし、次のいずれかに該当する林道を除く。
 - a 次のいずれかに該当するものは、利用区域内森林面積が30ha以上、かつ、全体計画延長が0.8km以上
 - (a) 過疎、特定市町村、準特定市町村等
 - (b) 水特、複層林、特保
 - b 長期育成循環型路網の幹線にあっては、利用区域内森林面積が500ha以上、かつ、全体計画延長が1km以上
 - c 峰越連絡林道にあっては、幹線は直接利用区域500ha以上、その他は100ha以上
- ⑥ 着工後10年以内に、利用区域内森林面積に対し延べ面積で10%以上に相当する森林整備（地方単独事業等によるもの及び主伐を含む。）が見込まれること
- ⑦ 峰越連絡林道については、開設に要する総事業費が2億4千万円以上

○補助率

- | | | |
|-------|---------|----------|
| ・造林関係 | 森林整備等 | 1 / 2 |
| | 用地等取得 | 1 / 3 |
| ・林道関係 | 森林管理道開設 | 45 / 100 |